（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正）

第三条　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令（平成十九年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第五項」を「第十条第五項」に改め、本則に次の二条を加える。

（商標登録出願等に係る登録料の軽減）

第三条　法第十四条第一項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。第二号及び次条第一項において同じ。）が認定計画（法第七条第三項に規定する認定計画をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に定められた認定地域産業資源活用事業（法第十条第一項に規定する認定地域産業資源活用事業をいう。次条第一項において同じ。）に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一　申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号

三　登録料の軽減を受けようとする旨

2　特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（商標登録出願の手数料の軽減）

第四条　法第十四条第二項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定計画に定められた認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一　申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示

三　商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨

2　特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第四条　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「（平成十一年法律第十八号）第二十条の規定に係る債務の保証」の下に「、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第六項の規定に係る債務の保証」を加える。

（法人税法施行令の一部改正）

第五条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号ニ中「第二項第六号」に改め、同項第三号ロ中「第十一号及び第十三号並びに第二項第八号」を「第十二号及び第十四号並びに第二項第九号」に改める。

附　則

この政令は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

日本銀行法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十三号

日本銀行法施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「一月に二回」を「年八回」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十四号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項、第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「外国為替及び外国貿易法（」の下に「昭和二十四年法律第二百二十八号。」を加える。

別表の五の項（三）中「セラミック又はその材料となる物質」を「セラミック粉末又はセラミック」に改め、同項（六）を次のように改める。

（六）　削除